専門学校湖東カレッジ日本語科		熊本県
［略］		［略］

備考　表中の［　］は注記である。

○法務省告示第七十三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［略］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
南薩食鳥株式会社	鹿児島県南九州市知覧町郡三千六百三十五番地	食鳥処理加工業、惣菜製造業
［略］		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［同上］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
南薩食鳥株式会社	鹿児島県南九州市知覧町郡三千六百三十五番地	食鳥処理加工業
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

専門学校湖東カレッジ唐人町校日本語科		熊本県
［同上］		［同上］

○法務省告示第七十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十五年七月四日法務省告示第二百四十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
日本クリーンシステム株式会社	大阪府大阪市平野区加美正覚寺一丁目十三番十八号	溶接、塗装

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。